省　令

○防衛省令第五号

旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）の施行に伴い、及び自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百二十八条の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月十六日

防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第十三その五（裏面）中「、九州旅客鉄道株式会社」を削り、「及び西日本旅客鉄道株式会社」を「、西日本旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社」に改める。

附　則

この省令は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年三月十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一八

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表特定個人情報保護委員会の部中「特定個人情報保護委員会」を「個人情報保護委員会」に改め、同部事務局の項中「課長」を「課長　参事官」に、「調査官」を「調査官　課長補佐（管理）　人事係長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十七年十一月三十日」を「平成二十八年二月二十九日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。